

平成 27 年第 2 回 ( 6 月 ) 三郷町議会  
定例会 ・ 会議録 ( 第 2 号 )

招 集 年 月 日	平成 27 年 6 月 1 2 日	
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場	
開 会 ( 開 議 )	平成 27 年 6 月 1 2 日	午後 3 時 3 0 分 宣 告 ( 第 2 日 目 )
出 席 議 員	1 番 神 崎 静 代 3 番 南 真 紀 5 番 先 山 哲 子 7 番 木 谷 慎 一 郎 9 番 山 田 勝 男 11 番 高 岡 進 13 番 伊 藤 勇 二	2 番 久 保 安 正 4 番 兼 平 雄 二 郎 6 番 佐 野 英 史 8 番 辰 己 圭 一 10 番 深 木 健 宏 12 番 下 村 修
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 環 境 整 備 部 長 健 康 福 祉 部 長 水 道 部 長 教 育 部 長 会 計 管 理 者 総 務 課 長 企 画 財 政 課 長	森 宏 範 梶 井 博 之 山 野 一 明 池 田 朝 博 西 村 敦 司 大 西 孝 浩 酒 田 昌 和 窪 順 司 清 水 信 義 渡 瀬 充 規 加 地 義 之

本会議の職務のため出席した者の職氏名	議 会 事 務 局 長 議 会 事 務 局 長 補 佐	大 内 美 香 小 村 雄 一
町長提出議案の題目	会議録第1号と同じ	
議員提出議案の題目	発議第 1号 憲法9条をこわす「戦争法案」の廃案を求める意見書 発議第 2号 「国際平和支援法案」および「平和安全法制整備法案」の廃案を求める意見書 発議第 3号 三郷町議会会議規則の一部改正について 発議第 4号 「国際平和支援法案」および「平和安全法制整備法案」の廃案を求める意見書	
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

平成 27 年 第 2 回 ( 6 月 )  
三 郷 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程 ( 第 2 号 )

平成 27 年 6 月 1 2 日  
午 後 3 時 3 0 分 開 議

日 程

- 第 1 委員長報告
- 第 2 承認第 6 号 平成 27 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)の専決処分について
- 第 3 承認第 7 号 平成 27 年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)の専決処分について
- 第 4 議案第 3 2 号 平成 27 年度三郷町一般会計補正予算(第 1 号)
- 第 5 議案第 3 3 号 平成 27 年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 第 6 議案第 3 4 号 三郷町介護保険条例の一部改正について
- 第 7 議案第 3 5 号 三郷町立学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 3 6 号 財産の取得について
- 第 9 議案第 3 7 号 財産の取得について
- 第 10 発議第 1 号 憲法 9 条をこわす「戦争法案」の廃案を求める意見書
- 第 11 発議第 2 号 「国際平和支援法案」および「平和安全法制整備法案」の廃案を求める意見書
- 第 12 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第 13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

追加日程

- 第 1 発議第 3 号 三郷町議会会議規則の一部改正について
- 第 2 発議第 4 号 「国際平和支援法案」および「平和安全法制整備法案」の廃案を求める意見書

開 議 午後 3 時 3 0 分

〔開議宣告〕

議長（伊藤勇二） 皆さん、こんにちは。

地方自治法第 113 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔付託案件に対する委員長報告〕

議長（伊藤勇二） 日程第 1、委員長報告を行います。

去る 5 日の本会議におきまして、各委員会に付託しました案件につきまして、審査の結果の報告を求めます。

〔総務建設常任委員会〕

議長（伊藤勇二） 総務建設常任委員会の審査の結果の報告を求めます。

総務建設常任委員会 山田勝男委員長。

委員長（山田勝男）（登壇） 総務建設常任委員会のご報告を申し上げます。

去る 6 月 5 日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託を受けました議案等の審査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は 6 月 10 日に委員会を開会し、付託されました承認案件 1 件、議決案件 1 件、議員発議 2 件、報告事項 1 件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、「承認第 6 号、平成 27 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について」は、全会一致をもちまして、原案どおり承認することに決しました。

次に、「議案第 32 号、平成 27 年度三郷町一般会計補正予算（第 1 号）」、歳入関連部分、歳出（款）2．総務費、（款）5．農林業費、（款）7．土木費、（款）8．消防費、地方債補正変更（道路構造物保全事業、道路整備事業、歩道整備事業、公営住宅建設事業、観光振興事業）につきましては、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、発議第 1 号、第 2 号については、一括議題として審議をしました。

まず、「発議第 1 号、憲法 9 条をこわす『戦争法案』の廃案を求める意見書」につきましては、一部反対がありましたので、採決の結果、賛成少数で原案は否決することに決しました。

次に、「発議第2号、『国際平和支援法案』および『平和安全法制整備法案』の廃案を求める意見書」につきましては、一部反対がありましたので、採決の結果、可否同数となりましたので、三郷町議会委員会条例第15条の規定に基づく委員長裁決の結果、原案は否決することに決しました。

また、「報告第3号、平成26年度繰越明許費繰越計算書について」は、報告を受けました。

以上が付託を受けました議案等の審査の結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。委員会の報告とします。

平成27年6月12日

総務建設常任委員会

委員長 山田勝男

〔文教厚生常任委員会〕

議長（伊藤勇二） 文教厚生常任委員会の審査の結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員会 高岡 進委員長。

委員長（高岡 進）（登壇） 文教厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

去る6月5日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の審査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は6月8日に委員会を開会し、付託されました承認案件1件、議決案件6件、報告事項1件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、「承認第7号、平成27年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について」は、全会一致をもちまして、原案どおり承認することに決しました。

次に、「案第32号、平成27年度三郷町一般会計補正予算(第1号)」、歳入関連部分、歳出(款)3.民生費、(款)4.衛生費、(款)9.教育費、「議案第33号、平成27年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」につきましては、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「議案第34号、三郷町介護保険条例の一部改正について」、「議案第35号、三郷町立学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について」は、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しまし

た。

次に、「議案第36号、財産の取得について」、「議案第37号、財産の取得について」は、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「報告第4号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」は、報告を受けました。

以上が付託を受けました議案の審査の結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたしまして、委員会の報告といたします。

平成27年6月12日  
文教厚生常任委員会  
委員長 高岡 進

〔上下水道特別委員会〕

議長（伊藤勇二） 上下水道特別委員会の審査の結果の報告を求めます。

上下水道特別委員会 深木健宏委員長。

委員長（深木健宏）（登壇） 上下水道特別委員会のご報告を申し上げます。

去る6月5日の本会議におきまして、上下水道特別委員会に付託を受けました案件につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は6月10日に委員会を開会し、理事者の出席を求め、付託された報告事項、「報告第3号、平成26年度繰越明許費繰越計算書について」のご報告を受けました。

以上が委員会の報告であります。

平成27年6月12日  
上下水道特別委員会  
委員長 深木健宏

〔少数意見の報告〕

議長（伊藤勇二） 次に、2件の少数意見の報告書が提出されております。少数意見の報告を求めます。

2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 日本共産党議員団を代表して、総務建設常任委員会の審議で少数となった議案について、意見を述べます。

議案は、「発議第1号、憲法9条をこわす『戦争法案』の廃案を求める意見書」

と、「発議第2号、『国際平和支援法案』および『平和安全法制整備法案』の廃案を求める意見書」、この2議案であります。

発議第1号の提案理由の説明でも触れましたが、6月4日の衆議院の憲法審査会の参考人質疑で、集団的自衛権行使容認の国際平和支援法案と平和安全法制整備法案について、自民党推薦の参考人を含めて、3人がそろって憲法9条違反であると見解を述べました。このことや、国会審議での野党の憲法違反との指摘が相次いだことを受けて、安倍政権は、9日に法案の合憲性に関する弁明書、武力行使の新3要件と、従来の政府解釈との論理的整合性を見解なるものを発表いたしました。この文書で、政府が合憲の根拠として挙げているのは、これまでも政府が持ち出してきました1972年の政府見解と1959年の砂川事件最高裁判決の二つであります。

1972年政府見解は、国の安全を全うするための自衛の措置は認めるが、集団的行使の行使は、憲法上許されないというものであります。

9日に出されました政府見解は、昨年7月の閣議決定の内容を丸写しをして、安全保障環境が変化したという理由で、許されないとなっていた集団的自衛権行使が容認される、このように180度結論を変えたものであります。しかし、なぜそうなのかという憲法上の論理的な具体的説明は何もありません。

4日に行われた憲法審査会で、自民党推薦の長谷部教授から、その憲法上の論理的な具体的説明がないことを長谷部教授は、従来の政府の論理では説明できない、このように指摘をしたにもかかわらず、9日に出された政府見解でも何もこのことには触れられておりません。

続いて、1959年の最高裁、砂川判決であります。砂川判決は、在日アメリカ軍が合憲か、違憲かを争い、個別的自衛権については認めて、アメリカ軍の駐留を合憲とした判決であります。そこには集団的自衛権のしの字もなく、個別的自衛権を論じたものであることは法曹界の一致した見解です。

また、10日に行われました衆議院の安保法制特別委員会で、横畠裕介、裕介だったかな、間違っていましたら申しわけありません。横畠裕介内閣法制局長官も、日本共産党の宮本徹議員の質問に対して、判決は集団的自衛権については触れていないと認めざるを得ませんでした。

安倍政権が戦争法案の合憲性の根拠として苦し紛れに持ち出したことは既に破綻しており、憲法的根拠は土台から崩壊しております。憲法9条に違反する戦争

法案、国際平和支援法案と平和安全法制整備法は、廃案にすべきです。

以上です。

(「議長、傍聴席、手たたいとるぞ。とめんかい」の声あり)

議長(伊藤勇二) 静粛にしてください。

続きまして、少数意見の報告を求めます。

5番、先山哲子議員。

5番(先山哲子)(登壇) 発議2号に関しましての少数意見を述べさせていただきます。

今回の法案が違法でないと言っている憲法学者は、いろいろなアンケートの結果によりますと、ご存知のように2%程度でございます。約98%の憲法の専門家が違憲であると言っております。また、政府与党には、憲法よりも政策、法律が優先するかとの発言があり、憲法よりも日米安保体制が上位であるかの言動があります。しかし、憲法98条には、この憲法は国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しない。日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とするとはっきり明確にされております。立憲主義の根本的理念です。今の政府与党の考えが通ると、憲法に記されました基本的人権も国民主権も、為政者の意のままとなり危うくなることが考えられます。議員各位におかれましては、この国の平和と憲法を守るため、ご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

議長(伊藤勇二) 以上で、各委員会の審査の結果の報告を終結します。

各委員会に付託しました案件につきまして、慎重審議を賜り、大変ご苦労さまでございました。

〔委員長報告に対する質疑・討論・採決〕

議長(伊藤勇二) それでは、これより順次、質疑・討論・採決を行います。

日程第2、「承認第6号、平成27年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について」を議題とし、質疑に入ります。

———質疑を終結し、討論に入ります。

———討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 山田勝男委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。



(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり承認されました。

日程第3、「承認第7号、平成27年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 高岡 進委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり承認されました。

日程第4、「議案第32号、平成27年度三郷町一般会計補正予算(第1号)」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、各委員長の報告は可決であります。

本案は、各委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は各委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、「議案第33号、平成27年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 高岡 進委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 6、「議案第 34 号、三郷町介護保険条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 高岡 進委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7、「議案第 35 号、三郷町立学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 高岡 進委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8、「議案第 36 号、財産の取得について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 高岡 進委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9、「議案第 37 号、財産の取得について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 高岡 進委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、「発議第1号、憲法9条をこわす『戦争法案』の廃案を求める意見書」を議題とし、質疑に入ります。

———質疑を終結し、討論に入ります。

私、議員として、三郷町議会会議規則第53条のとおり、発議第1号及び、関連がありますので、発議第2号について討論を述べたいと思います。

神崎副議長、議長席にお着きください。よろしく申し上げます。

(伊藤議長降壇)

(神崎副議長、議長席に着く)

(異論の発言する者あり)

副議長(神崎静代) それでは、暫時休憩いたします。

4時15分、再開します。

休憩 午後 3時56分

再開 午後 4時15分

副議長(神崎静代) 休憩を解き、再開します。

討論をします。

伊藤議員。

(「ちょっと待ってくださいよ」の声あり)

副議長(神崎静代) 兼平議員。

4番(兼平雄二郎) 今、暫時休憩するって言った。そこでどう決めたのか、説明、必要でしょう。休憩したんやから。そこでどんなふうにしたのか。

副議長(神崎静代) 久保議員。

2番(久保安正) 討論させる、議長に討論をさせるんでしたら、すぐ、それで決まってるんでしたら、すぐもう一度休憩とってください。討論が決まりましたということで、それだったら、こちらもそれに対してどうするかを考えないかんですから。私はだから、討論を認めませんと言ってるんですよ。全協で言うてないんだから。こんな議事運営、認めません。けども、それを許すというんだったら、議長の答弁を許すんでしたら、すぐ休憩とってください。こちらもそれに対してどう対応す

るか、考えなきゃいけません。

副議長（神崎静代） すみません。暫時休憩します。

休憩 午後 4時17分

再開 午後 4時49分

副議長（神崎静代） 休憩を解き、再開いたします。

それでは、討論に移ります。

13番、伊藤勇二議員。

13番（伊藤勇二）（登壇） それでは、発議第1号及び、関連がありますので、発議第2号について、反対の討論を述べたいと思います。

現在、国会において審議されております国際平和支援法案及び平和安全法制整備法案について、意見を述べさせていただきます。

安倍首相は、5月14日の記者会見におきまして、もはや一国のみでどの国も自国の安全を守ることはできない時代であると述べられました。私も全く同感であります。アルジェリアやシリアなどでのテロで日本人が犠牲になったこと、また、北朝鮮による弾道ミサイルの脅威を考えますと、国会においてこの厳しい現実から目を背けることはできないと考えます。

また、日米同盟関係がしっかりしているということは、抑止力にもつながると考えております。

また、この法案が成立すれば、専守防衛に徹してきた自衛隊のあり方が変わり、戦後の日本の安全保障政策が大きく転換することになります。国会の事前承認があれば、どこでも素早く自衛隊を紛争地に派遣することを可能にする国際平和支援法案及び平和安全法制整備法案については、戦争をするための法案ではない。あくまでも国家、国民を守るための法案であると考えます。

よって、国会で成立するべきだと考え、発議第1号、発議第2号については、反対でございます。

以上です。

副議長（神崎静代） 賛成討論の方はおられますか。

（「ありません」の声あり）

副議長（神崎静代） それでは、賛成討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

（「副議長、発議第1、第2について、賛否どちらにもくみすることが

できないので退席いたします」の声あり)

(議員 1 名退席)

副議長(神崎静代) それでは、発議第 1 号、採決をいたします。

発議第 1 号を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

副議長(神崎静代) 挙手少数ですので、本案は否決をされました。

続きまして、発議第 2 号を採決いたします。

発議第 2 号に賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

副議長(神崎静代) 挙手少数ですので、発議第 2 号も否決をされました。

それでは、議長と交代をいたしますので、あと、議長、よろしく願います。

(神崎副議長降壇 / 伊藤議長、議長席に着く)

議長(伊藤勇二) それでは、日程第 1 2、「奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

広域連合議会議員の選挙につきましては、町村議会議員から選出する広域連合議会議員について欠員が 3 名生じたため、町村議会議員から 3 名を選出することになりますが、4 名の立候補者がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、全ての町村議会において選挙が行われることになったものであります。

この選挙は、広域連合規約第 8 条の規定により、全ての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、三郷町議会会議規則第 3 3 条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

よって、選挙結果の報告については、三郷町議会会議規則第 3 3 条の規定にかかわらず、候補者の得票数までを報告することとします。

これにより、投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖してください。

(議場閉鎖)

議長(伊藤勇二) ただいまの出席議員は 1 3 名です。

(「時間の延長は」の声あり)

議長(伊藤勇二) 本日の会議時間は、議事の都合により、6 時まで延長します。

それでは、これより投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖してください。

( 議場閉鎖 )

議長 ( 伊藤勇二 ) ただいまの出席議員は 13 名です。

次に、立会人を指名します。

三郷町議会会議規則第 32 条第 2 校の規定により、立会人に、3 番、南 真紀議員、8 番、辰己圭一議員を指名します。

候補者名簿を配付します。

( 候補者名簿の配付 )

議長 ( 伊藤勇二 ) 候補者名簿の配付漏れはございませんか。

( 「なし」の声あり )

議長 ( 伊藤勇二 ) 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配付します。

( 投票用紙の配付 )

議長 ( 伊藤勇二 ) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

( 「なし」の声あり )

議長 ( 伊藤勇二 ) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

( 投票箱点検 )

議長 ( 伊藤勇二 ) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。白票は無効とします。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席番号 1 番議員から投票を願います。

( 投票 )

議長 ( 伊藤勇二 ) 投票漏れはありませんか。

( 「なし」の声あり )

議長 ( 伊藤勇二 ) 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

南議員、辰己議員、開票の立ち会いをお願いします。

( 開票 )

議長 ( 伊藤勇二 ) 立ち会い、ご苦労さまでした。

選挙の結果を報告します。

投票総数 13 票、有効投票 13 票、無効投票なしです。

有効投票のうち、森田瞳議員 10 票、青木義勝議員ゼロ票、堀口誠議員ゼロ票、木澤正男議員 3 票です。

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

( 議場開鎖 )

議長 ( 伊藤勇二 ) ただいまの選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告します。

[ 追加日程 ]

議長 ( 伊藤勇二 ) お諮りします。本日、三郷町議会会議規則第 14 条の規定に基づく所定の賛成者を得て、発議第 3 号、発議第 4 号が提出されました。

この際これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長 ( 伊藤勇二 ) 異議なしと認めます。

したがって、発議第 3 号、発議第 4 号を日程に追加し、追加日程第 1 及び追加日程第 2 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

[ 提案理由の説明 ]

議長 ( 伊藤勇二 ) 追加日程第 1、「発議第 3 号、三郷町議会会議規則の一部改正について」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

南議員。

3 番 ( 南 真紀 ) 提案理由を述べます。

標準町村議会会議規則の改正が全国議会議長会に設置しています町村議会の制度運営に関する検討委員会において決定されましたので、準用しております三郷町議会会議規則の一部を改正するものであります。

内容といたしまして、第 2 条、欠席の届け出、第 1 項の次に、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、近年の男女共同参画の状況に鑑み、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、議会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について、新たに規定するものであります。

なお、本規則の改正は、公布の日から施行するものであります。

議長（伊藤勇二） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔質疑・討論・採決〕

議長（伊藤勇二） これより質疑に入ります。

—————質疑を終結します。

お諮りします。ただいまの発議第3号について、三郷町議会会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。

したがって、「発議第3号、三郷町議会会議規則の一部改正について」は、委員会付託を省略し、本会議において採決することに決定しました。

これより、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

お諮りします。「発議第3号、三郷町議会会議規則の一部改正について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、「発議第4号、『国際平和支援法案』および『平和安全法制整備法案』の廃案を求める意見書」を課題とします。

発議第4号につきまして、事務局より配付させます。

（発議第4号配付）

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） それでは、「発議第4号、『国際平和支援法案』および『平和安全法制整備法案』の廃案を求める意見書」につきまして、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読します。

発議第4号、平成27年6月12日、三郷町議会議長 伊藤勇二様。

「国際平和支援法案」および「平和安全法制整備法案」の廃案を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 先山哲子。

賛成者 神崎静代、久保安正、南 真紀、兼平雄二郎、佐野英史、木谷慎一郎。



安倍政権は、今国会に、国際平和支援法、平和安全法制整備法の2本の法案を提出し、審議が行われている。

この法案は、「平和」や「安全」の名がついているが、実体は、いつでも、どこでも、どんな戦争にもあらゆる形でアメリカの戦争に自衛隊が加担することを可能にし、日本が直接攻撃されなくても平時から集団的自衛権の行使にいたるまで、あらゆる事態でアメリカ軍を支援する法案にほかならない。自衛隊が地球規模で戦闘の場に行き、武器を使用し「殺し、殺される」ことがまさに現実になる。

また、歴代の自民党政権でさえ憲法上できないとしてきたことを踏み越え、さらに国民や国会にはかる前にアメリカ政府と「夏までに成立」させることを約束し、アメリカ軍と自衛隊の戦争分担（日米軍事ガイドライン改定）まで決めるなどの国会での審議を軽んじる行為は、立憲主義を否定し、民主主義を根底から覆す暴挙と言わざるを得ない。

戦後70年間の国民の平和への願いを踏みにじり、アジアと世界に不戦を誓った憲法9条の理念に反し、「戦争する国」へと戦後日本の歩みを180度転換させる暴挙に断固として抗議する。

最近のどの世論調査でもこの2法案には反対が多数である。よって当町議会は、政府と国会に対し、国際平和支援法案、平和安全法制整備法案を廃案にするよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2015年6月。

奈良県三郷町議会。

提出先 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） ただいま朗読の発議第4号について、提案理由の説明を求めます。

先山議員。

5番（先山哲子） なしでお願いします。

（「提案理由、言わへんの」の声あり）

〔質疑・討論・採決〕

議長（伊藤勇二） これより、質疑に入ります。

下村議員。

12番(下村 修)(登壇) 発議第4号に対して意見を述べさせていただきます。

発議1号、2号、4号という最終的なものにつきましては、1号の文句のあとで、よって、当町議会は、政府と国会に対し、憲法9条を守り、国際平和支援法案、平和安全法制整備法案を廃案にするよう強く求めるということ、2号につきましては、本議会は憲法9条を守り、国際平和支援法及び平和安全法制整備法を廃案にすることを求める。4号、当町議会は、政府と国会に対し、国際平和支援法、平和安全法制整備法案を廃案にするよう強く求めます。1号と全く同じなんです。この1号を審議した委員会では、この4号の提案者、先山議員が、これに採決をできないということで退席されました。その方が提案者になって4号で出す。そんなことで我々政友会として納得はいきません。ですから、そのような議案につきましては、我々政友会は採決を退席させていただきます。

議長(伊藤勇二) 高岡議員。

11番(高岡 進)(登壇) 今、下村議員のほうからもるる説明しましたけども、三郷町議会で一旦1号、2号、否決になった分を再度第4号の発議で提出された。これは過去におそらくない、正直言って。我々、こんな三郷町議会、つくった覚えはありません、はっきり言って。もっと冷静になって考えてください。三郷町議会、やはり国に対してこういう形でしかできないのか。皆さん、冷静になって考えんと、今回だけ違いますよ。こんなルール、どこにあるんですか、正直言って。一旦否決となった分を発議第4号に変えてるだけで、そんなことがまかり通る議会はおかしい、正直言って。それだけ言っておきます。

議長(伊藤勇二) ほかにございませんか。

(「発議第4号提案理由に対して異議あり」の声あり)

議長(伊藤勇二) それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

(議員5名退席)

議長(伊藤勇二) お諮りします。「発議第4号、『国際平和支援法案』および『平和安全法制整備法案』の廃案を求める意見書」について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長(伊藤勇二) 挙手全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[閉会中の継続調査]

議長（伊藤勇二） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から三郷町議会会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等の議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は、全部終了しました。

〔町長閉会の挨拶〕

議長（伊藤勇二） それでは、町長から閉会のご挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る5日から本日までの8日間にわたり、提出いたしました承認案件2件、議決案件6件につきまして、慎重審議の上、それぞれ承認、可決賜り、誠にありがとうございました。

会期中、議員各位から賜りました貴重なご意見やご提案を今後の町政に生かしつつ、住民の皆さんに、この町に住んでよかったと言ってもらえるよう、職員ともども精いっぱい努力してまいる所存でございます。どうか今後とも変わらぬご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔閉 会〕

議長（伊藤勇二） これで会議を閉じます。

それでは、これをもって平成27年第2回三郷町議会定例会を閉会します。

どうもご苦労さまでございました。

閉 会

午後 5時19分